

海外展開支援融資ファシリティ実施要領骨子

(資源・エネルギーの確保・開発の促進)

1. 借入人：我が国の法人等、我が国の法人等が出資する外国法人等
2. 対象案件：資源金融（投資金融、輸入金融）の対象案件のうち我が国自主開発比率の向上に資する案件（劣後ローン案件を除く）。但し、輸入金融については、日本企業の海外展開を伴わない案件を除く。
3. 通貨：原則米ドル。
4. 融資割合：融資総額全体の7割以下（国内貸については6割以下）
5. 適用金利：ベース金利に与信先の信用力（LB0ファイナンスの場合は買収先企業の信用力）見合いのプレミアム（以下「プレミアム」）を上乗せ。但し、借入人が中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの、以下同様）又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等の場合（LB0ファイナンスを除く）は、原則として信用力見合いのプレミアムの上限を31.25bpとする。
6. 融資承諾期限：平成30年6月末日
7. 貸出実行期限：融資承諾日より2年以内
8. 償還期間：個別に決定
9. その他の融資条件：個別に決定

以 上